

物品購入等に係る一般競争入札の執行について

駒ヶ根市が発注する物品等の購入について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び駒ヶ根市財務規則第 106 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 5 月 15 日

駒ヶ根市長 伊 藤 祐 三

1 入札対象物品等

- | | | |
|-----|---------|---|
| (1) | 件 名 | 令和 7 年度（繰越） 消防施設管理事業
駒ヶ根市消防団 災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入
(第 1 分団 2 号) |
| (2) | 納 入 場 所 | 駒ヶ根市が指定する場所（駒ヶ根市消防団第 1 分団 2 号車庫） |
| (3) | 仕様及び数量 | 災害対応特殊消防ポンプ自動車 数量 1 台
詳細は、別紙仕様書のとおり。 |
| (4) | 納 入 期 限 | 令和 9 年 3 月 31 日 |

2 入札者の条件

入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であつて、駒ヶ根市長が指定する日時までに、一般競争入札参加申請書及び指定する添付資料を提出し、駒ヶ根市長による本入札に係わる入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日現在において、令和 7・8・9 年度 駒ヶ根市物品購入等競争入札参加資格者名簿の営業種目「803 大型車・特殊自動車」に登録されている者で、駒ヶ根市、伊那市及び上伊那郡内の町村に本社又は委任先を有する者であること。
- (3) 入札公告日現在における等級格付が、「販売」の A 級の者であること。
- (4) 同種車両を、地方公共団体（市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。）に元請として納入した実績を有する者であること。なお、同種車両とは、CD-I 型 消防ポンプ自動車とする。
- (5) 入札公告日から入札日までの間に、駒ヶ根市から指名停止の措置を受けていない者であること。（入札参加資格の確認を受けた後に指名停止の措置を受けた場合は、入札参加資格は、取り消すものとする。）
- (6) 所在する市区町村に税の未納がない者であること。
- (7) 駒ヶ根市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 応札品確認申請の手続

応札者は、当該物件に係る「応札品確認書」、「応札品確認申請書兼回答書」、添付書類を期限までに提出し、応札品の適否の確認を受け、入札当日、入札書と併せて提出すること。

(1) 提出書類

- ① 「応札品確認書」(様式第3号)
- ② 「応札品確認申請書兼回答書」(様式第4号)
- ③ ②に記載された機器の諸元及び性能等が分かる資料(カタログの写し等)

※ ①は、駒ヶ根市ホームページから所定の様式をダウンロードして使用すること。

- (2) 提出期間 令和7年5月15日(木)から令和7年5月23日(金)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

- (3) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで

- (4) 提出方法 持参又は郵送による。

(郵送の場合は、提出期日の午後5時15分必着とする。午後5時15分を過ぎた者は、その理由の如何を問わず、受け付けない。)

- (5) 提出先 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

- (6) 応札品確認申請に対する回答

令和7年5月26日(月)までに申請者に回答する。(審査終了後、随時、回答するため、早めに提出すること。)

4 入札参加資格確認申請の手続き

本入札に参加を希望する者は、下記により、一般競争入札参加申請書に必要書類(以下「申請書等」という。)を添えて提出し、本入札に係る入札参加資格の確認を受けるものとする。

なお、申請書等は、全てA4サイズとし、各1部提出することとする。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申請書(様式第1号)
- ② 物品等納入実績調書(様式第2号)
- ③ 市税等完納証明書の写し

※ ①、②は駒ヶ根市ホームページから所定の様式をダウンロードして使用すること。

- (2) 提出期間 令和7年5月15日(木)から令和7年5月28日(水)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

- (3) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで

- (4) 提出方法 持参又は郵送による。

(郵送の場合は、提出期日の午後5時15分必着とする。午後5時15分を過ぎた者は、その理由の如何を問わず、受け付けない。)

- (5) 提出先 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号

電話 0265-83-2111 (内線 254, 255)

FAX 0265-83-4348

E-Mail: zaisei@city.komagane.nagano.jp

(6) その他

- ① 入札参加資格の確認通知は、令和7年5月30日付けで申請者宛てに送付する。
- ② 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。
- ④ 期限までに申請書等を提出しない者及び申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加することができない。
- ⑤ 申請書の受領証が必要な場合には、申請人が準備することとする。
- ⑥ 入札参加資格がないと認められた者は、原則として、入札参加資格確認通知書通知日の翌日から起算して3日以内に、書面により、理由について説明を求めることができる。

5 仕様書の閲覧等

- (1) 閲覧方法 駒ヶ根市ホームページに掲載し、公表するほか、駒ヶ根市役所総務部財政課窓口にて、縦覧に供する。
- (2) 縦覧期間 令和7年5月15日（木）から令和7年6月10日（火）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (3) 縦覧時間 午後8時30分から午後5時15分まで
- (4) 内容説明 説明会は、実施しない。
- (5) 仕様書等の入手方法
駒ヶ根市ホームページからダウンロードすること。

6 仕様書等に関する質問

- (1) 受付期間 令和7年5月15日（木）から令和7年5月22日（木）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出先 4(5)に同じ。
- (4) 提出方法 書面により質問書を提出すること。持参、FAX又はメール添付とする。
（質問書の参考書式を駒ヶ根市ホームページに掲載するので、参照のこと。）
- (5) 質問に対する回答
 - ① 回答期間 令和7年5月16日（金）から令和7年5月26日（月）まで（随時）
 - ② 回答方法 質問及び回答は、駒ヶ根市ホームページに掲載し、公表する。
（質問者名は、非公表。）

7 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年6月11日（水） 午前10時00分
- (2) 入札場所 駒ヶ根市役所 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開 札 同会場にて、入札後、直ちに行う。

8 入札事項

- (1) 入札方法
 - ① 入札開始後に入札会場に到着した者は、入札に参加することを認めない。
 - ② 郵便による入札は、受け付けない。
 - ③ 代理人が入札する場合は、委任状を入札前に提出すること。

- ④ 入札時には、入札書と併せて、「応札品確認書」及び「応札品確認申請書兼回答書」(所管課の確認を受けたものとする。)を提出すること。なお、これらの書類の添付がない入札書は、無効とする。
- ⑤ 本入札に関しては、入札者が1者のみであっても、同日時、同会場において、入札を行うこととする。
- ⑥ 入札者が2者以上の場合、入札回数は2回を限度とし、2回の入札において予定価格に達しない場合は、2回目の最低価格入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約によることとする。この場合の見積回数は、2回を限度とし、予定価格に達しない場合は、不落とする。
- ⑦ 入札者が1者の場合は、入札回数は、4回を限度とし、4回の入札において予定価格に達しない場合は、不落とする。
- ⑧ 入札書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ⑨ 入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって、契約金額とする。
- (2) 最低制限価格制度 又は 低入札価格調査制度の設定
不設定
- (3) 落札者の決定
予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を、落札者とする。
- (4) 入札保証金
入札金額の100分の5以上の額。ただし、駒ヶ根市長が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めた者は、免除する。免除の有無については、入札参加資格の確認通知書に記載する。
- (5) 契約の締結
落札決定後5日以内に仮契約を締結するものとし、駒ヶ根市議会の議決後、本契約を締結するものとする。(令和7年6月下旬予定)
- (6) 内訳書の提出
落札者となった者は、落札決定後、速やかに内訳書を提出すること。(入札時の提出は、不要とする。)
- (7) 契約保証金
駒ヶ根市財務規則第124条の規定による。
- (8) 前払金の適用
無
- (9) 部分払の適用
無

9 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人がした2以上の入札
- (3) 入札者が協定をしていた入札
- (4) 入札書の金額、その他記載事項が明らかでない入札書による入札
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反していた入札

10 異議の申し立て

- (1) 入札を行った者は、入札後において、この公告、契約約款、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札の執行は、駒ヶ根市の都合により、又は、入札を公正に執行することができないと認められる場合、入札の日時を延期し、又は、取りやめることがある。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。

駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係
〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号
電話：0265-83-2111（内線 254、255）
FAX：0265-83-4348
E-mail: keiyaku@city.komagane.lg.jp